

遊佐町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

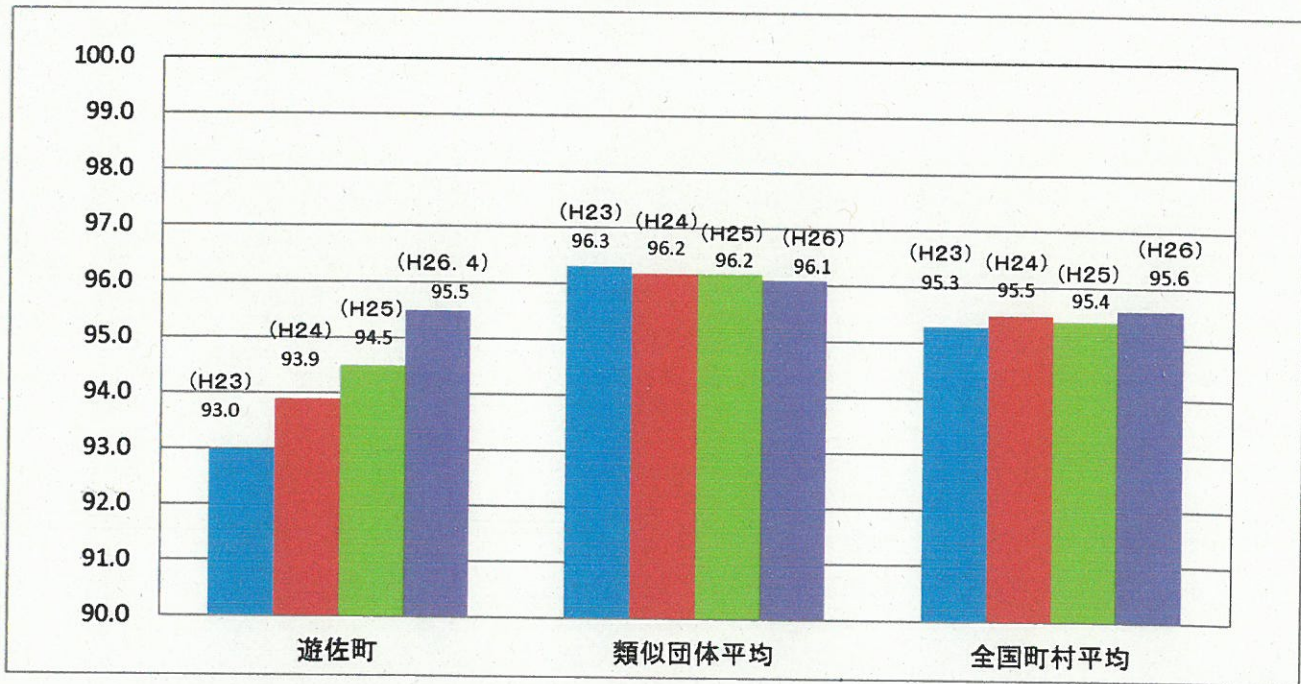
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
平成 25年度	人 15,394	千円 7,608,486	千円 343,657	千円 1,208,583	% 15.9	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 137	千円 507,825	千円 52,683	千円 176,313	千円 736,821	千円 5,378	千円 5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比し1ポイント以上上昇している場合、②及び3年連即連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇格基準について見直しを行ったことによる。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し
[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、県の給料表に準拠し、見直しを実施。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し
制度なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項
特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
遊佐町	40.7 歳	302,500 円	320,500 円	312,869 円
山形県	44.3 歳	347,000 円	432,900 円	373,600 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	313,860 円	360,066 円	339,480 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
遊佐町	46.7 歳	19 人	318,687円	347,194円	346,106円	—	—	—	—
うち調理師	41.5 歳	8 人	288,375円	305,378円	304,363円	調理師	41.8 歳	209,900円	1.45
うち用務員	48.1 歳	8 人	331,155円	351,855円	350,643円	用務員	54.3 歳	199,300円	1.77
その他 (保育園調理師)	53.7 歳	3 人	366,267円	378,810円	377,833円	調理師	41.8 歳	209,900円	1.80
山形県	46.4 歳	535 人	333,000円	371,600円	352,700円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	11 人	287,474円	309,179円	298,822円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベースの(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
遊佐町	—	—	—
うち調理師	4,794,040円	2,821,400円	1.70
うち用務員	5,599,108円	2,747,000円	2.04
その他 (保育園調理師)	6,075,951円	2,821,400円	2.15

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		遊佐町	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	135,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

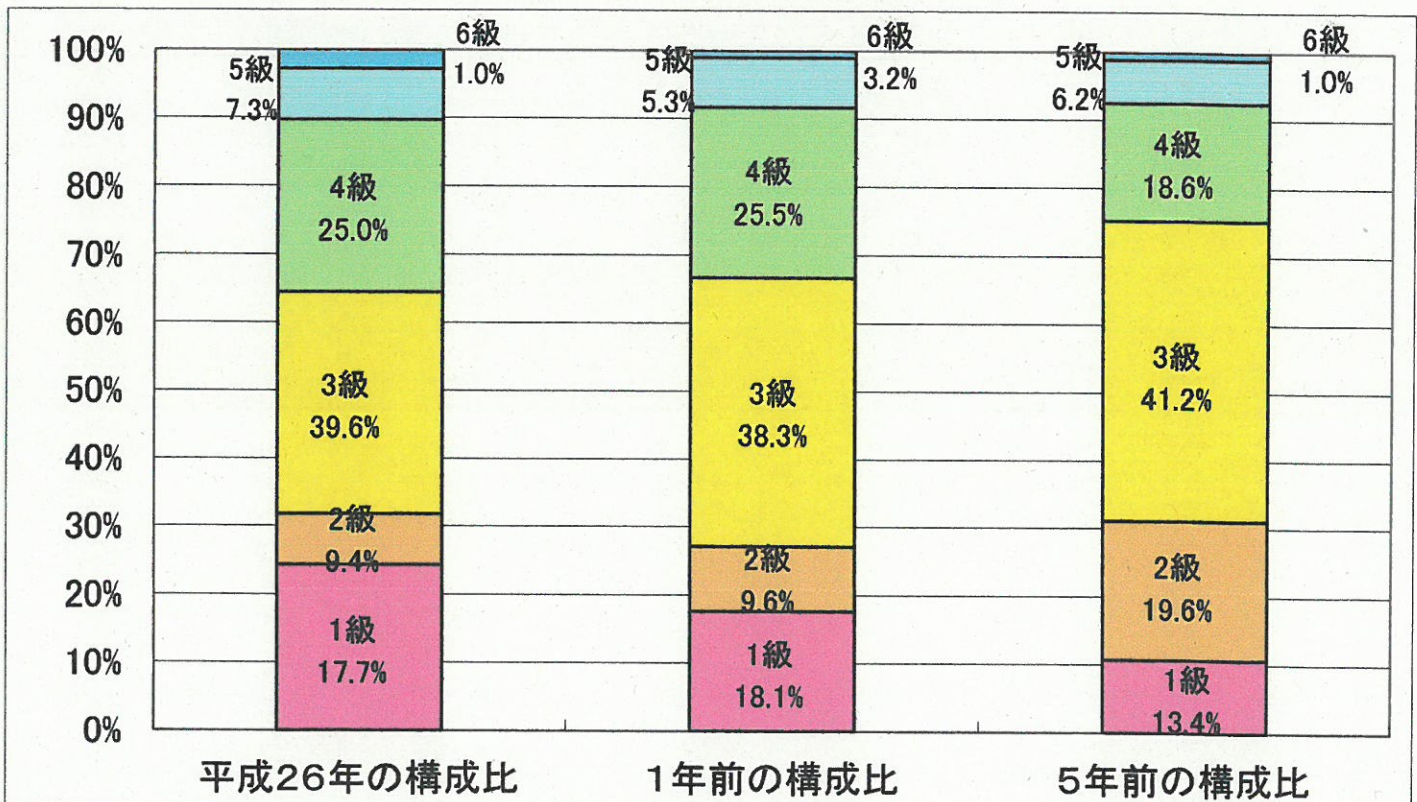
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	278,700 円	309,100 円	354,200 円
	高 校 卒	— 円	292,000 円	317,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	269,700 円	303,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補・技師	26 人	24.3 %
2 級	主事	8 人	7.5 %
3 級	係長・主査・主任	35 人	32.7 %
4 級	課長補佐・係長・主査	27 人	25.2 %
5 級	課長・課長補佐	8 人	7.5 %
6 級	課長	3 人	2.8 %

- (注) 1 遊佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・毎年1月1日現在において、各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・病気休暇、欠勤、休職等の日数で勤務評価を実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遊佐町		山形県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,264 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,526 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.20 月分 (0.60)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.20 月分 (0.60)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

・基準日前6ヶ月間において懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

遊佐町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	##### 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)加算 自己都合 定年・勸奨			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)加算		
1人当たり平均支給額	0 千円	23,022 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

制度なし

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	16,211 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	107 千円
支給実績(24年度決算)	17,042 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	114 千円

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族を有する職員の生計費の補填を目的とする手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者13,000円、配偶者以外6,500円(配偶者がいない場合1人目については11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額) 	同じ		15,988 千円	238,628 円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借家:家賃に応じた額(27,000円限度) 	同じ		3,653 千円	304,416 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分に応じた定額(2,500円~19,200円) 	異なる	【国の制度】 ・交通用具使用者の手当額(2,000円~24,500円)	8,476 千円	71,826 円
管理職手当	<p>管理職又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 6級管理職 33,100円 5級管理職 31,600円 	異なる	【国の制度】 一種から五種の区分に応じて支給46,300円~139,300円	3,449 千円	383,222 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数 	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当</p> <p>基礎額(23,000円)+距離区分に応じた加算額(最高45,000円)</p>	同じ		— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日及び平日の深夜に勤務した場合に支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回につき4,000円(6時間を超える場合には6,000円) 	異なる	【国の制度】 ・1回につき最高12,000円	— 千円	— 円

<p>災害派遣手当</p>	<p>災害緊急対策又は災害復旧等のため、災害基本法により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数等に応じた定額（日額・最高4,000円）</p>	<p>—</p>		<p>— 千円</p>	<p>— 円</p>
<p>寒冷地手当</p>	<p>寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために、設けられた手当 ・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額</p>	<p>同じ</p>		<p>— 千円</p>	<p>— 円</p>

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	713,000 円	(793,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	556,000 円		854,000 円 / 399,000 円	700,000 円 / 409,200 円	
報 酬	議 長	293,000 円	(円)	420,000 円 / 230,000 円		
	副 議 長	238,000 円		360,000 円 / 180,000 円		
	議 員	215,000 円		345,000 円 / 157,000 円		
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)				
	副 町 長			2.850 月分		
議 長	副 議 長	(25年度支給割合)				
	議 員			2.850 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	給料月額×56.7/100×在職月数	1,941 万円	任期毎		
		給料月額×33.1/100×在職月数	883 万円	任期毎		
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

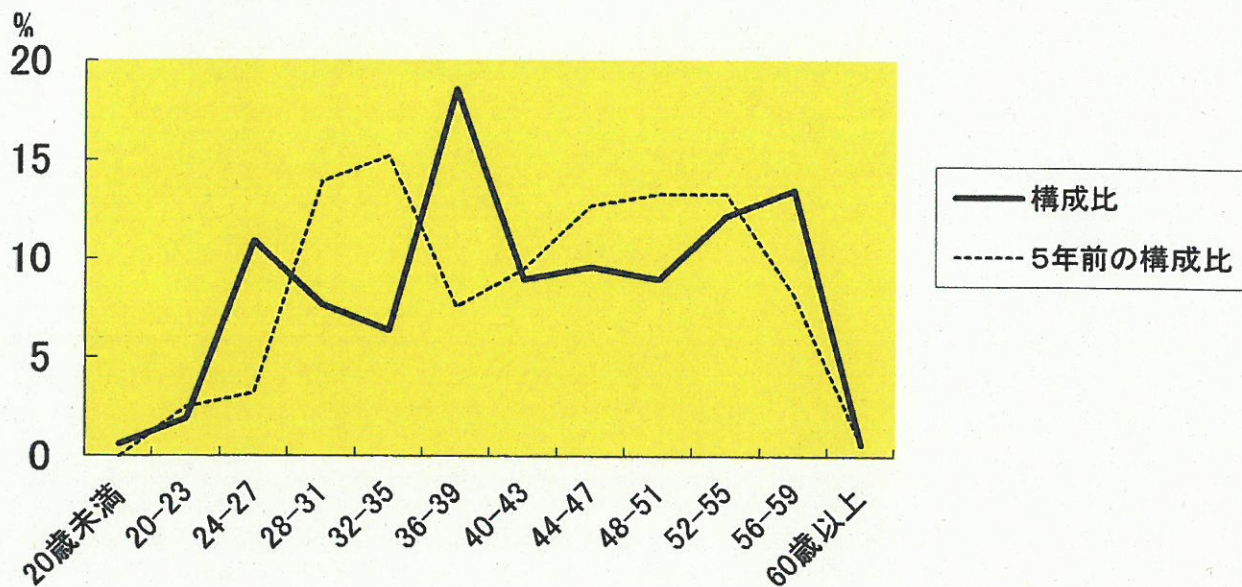
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	一 般 行 政 部 門				
	総 務	30	31	1	事務体制見直しによる増
	税 務	11	10	△1	事務体制見直しによる減
	農林水産	12	11	△1	事務体制見直しによる減
	商 工	3	3	0	
	土 木	7	8	1	係の統廃合による増
	民 生	27	29	2	新規事業に対する保育士採用による増
	衛 生	12	13	1	事務体制見直しによる増
	計	104	107	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.03 人)
教 育 部 門	34	33	△1		
小 計	138	140	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.33 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.01 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3	3	0	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	10	10	0	
	小 計	16	16	0	
合 計	154 [181]	156 [181]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.66 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	3人	17人	12人	10人	29人	14人	15人	14人	19人	21人	1人	156人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	107	105	103	105	104	107	0 (0.0)
教育	33	33	35	34	34	33	0 (0.0)
普通会計計	140	138	138	139	138	140	0 (0.0)
公営企業等会計計	18	17	17	16	16	16	△2 (△11.1%)
総合計	158	155	155	155	154	156	△2 (△1.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数